

十 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）

改 正 案	現 行
<u>第八条</u> 政府ハ国債ノ円滑ナル償還発行ノ為国債ノ利子額（割引ノ方 法ヲ以テ発行シタル国債ニ付テハ発行価格差減額ニ相当スル金額） ヲ基準トシテ財務大臣ガ定ムル金額ヲ政府ニ支払フコトヲ約スル者 ニ対シ当該金額ニ相応スルモノトシテ当該国債ノ元金償還ノ金額（ 割引ノ方法ヲ以テ発行シタル国債ニ付テハ発行価格ヲ以テ計算シタ ル金額）ニ付一定ノ方法ニ依リ計算シタル金額ノ支払ヲ約スルコト ヲ得 <u>②</u>前項ノ規定ニ依ル収入金ハ之ヲ国債整理基金特別会計ニ編入スベシ <u>③</u>第一項ノ規定ニ係ル事務ハ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシ テ之ヲ取扱ハシム	<u>第六条</u> 政府ハ計算上利益アリト認ムルトキハ額面以上ニテモ買入銷 却ヲ為スコトヲ得